

道の駅サシバの里いちかい出荷組合規約

第1条 目的

出荷組合は、道の駅サシバの里いちかい（以下「道の駅」という。）において、地域の特色を生かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「商品等」という。）の安定供給を行い、組合員同士の情報交換により商品等の生産技術の向上に努めるとともに、道の駅の指定管理者（以下「株式会社サシバの里いちかい」という。）との連携により、農業従事者の所得向上と地域農業の振興を図ることを目的とする。

第2条 名称

この出荷組合は、「道の駅サシバの里いちかい出荷組合」と称する。

第3条 事務局

出荷組合の事務局は、株式会社サシバの里いちかい農産物直売所に置くものとする。

第4条 組合員資格

- 1 組合員は、株式会社サシバの里いちかいと委託販売契約を締結した者で構成する。
- 2 株式会社サシバの里いちかいが特に認めたもの。

第5条 入会及び退会

- 1 組合員登録をする際は、組合員登録申込書（様式1）を提出し、年会費を支払う。
- 2 本組合は、退会届が提出されなければ、毎年組合員登録の継続を更新する。
- 3 退会する場合は、組合事務局へ1か月前までに退会届を提出するものとする。
- 4 退会する組合員がすでに支払っている年会費は返還しないものとする。

第6条 年会費

- 1 組合員は出荷組合の運営費として、以下のとおり年会費を支払う。

（1）町内の個人	3,000 円
（2）町内の法人・団体	7,000 円
（3）町外の個人	10,000 円
（4）町外の法人・団体	20,000 円
- 2 年度途中の入会の場合も当該年度分を支払う。
- 3 年会費について、組合が指定する日時に組合員が指定する金融機関の口座から引き落としをするものとする。

第7条 事業

出荷組合は、次に掲げる事業を行う。

- （1）農産物等の生産計画および販売計画
- （2）安心、安全な農作物供給と生産履歴記帳の徹底

- (3) 農産物や商品の品質向上のための研修
- (4) 地域農産物、特産品のPR活動
- (5) 組合員相互ならびに消費者との交流にかかわる活動
- (6) その他、目的達成に必要な事項

第8条 役員

この出荷組合には次の役員を置く。

(1) 役員

- ア 組合長 1名
- イ 副組合長 3名
- ウ 幹事 若干名
- エ 監事 2名

- 2 役員は、役員会で選出し、総会において承認する。
- 3 役員の任期は2年とし再任は妨げない。
- 4 役員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の役割

この出荷組合の役員は、次の任務を行う。

- (1) 組合長は、組合を主宰する。
- (2) 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 幹事は、組合長・副組合長を補佐し、組合の実務を行う。
- (4) 監事は、組合の監査機関であり、その責を負う。

第10条 会議

この出荷組合に関する会議は、総会、役員会とする。

第11条 総会

組合長は、毎年度1回通常総会を開催する。

- 2 組合長が必要と判断した場合、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議事は組合長がこれを運営する。
- 4 総会の議決は出席した組合員の議決権の過半数でこれを可決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 次の事項について総会の決議を得なければならない。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画および報告
 - (3) 規約の改正
 - (4) 役員の選出
 - (5) その他必要な事項

第12条 役員会

役員会は組合長が必要に応じて招集することができる。

- 2 会議は出席者の過半数の同意を得て決する。
- 3 役員会における議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 出荷組合の事業計画に関する事項
 - (2) 収支計画に関する事項
 - (3) 直売所運営会社との重要な取り決めに関する事項
 - (4) 役員報酬及び役員の人事に関する事項
 - (5) その他出荷組合の事業に関する事項

第13条 研究会

出荷組合は出荷品目の専門性への考慮と運営の円滑化のために研究会を設けることができる。

- 2 また研究会は、出荷組合内の品目毎のグループでも設置することができる。

第14条 出役について

直売所イベント運営に対して要請があった場合、出役協力するものとする。

第15条 会計

出荷組合の収入は、次に掲げるものをもって充てる

- (1) 年会費
 - (2) その他（補助金等）
- 2 出荷組合の支出は、次のとおりとする。
 - (1) 役員報酬
 - (2) 役員会及び研究会運営費
 - (3) 研修費
 - (4) 販売促進費、イベント費
 - (5) その他、組合の運営に必要な経費

第16条 役員報酬

役員は無報酬とする。

第17条 事業年度

年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条 雑則

この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、組合長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成31（2019）年2月28日より施行する。

- 2 設立初年度の役員の承認については、第8条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるもとし、その任期については、第8条3項の規定にかかわらず、2021年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の予算等の決議については、第11条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 設立初年度の事業年度については、第17条の規定にかかわらず、本規約の施行の日から2020年3月31日までとする。